佐賀東部国有林の地域別の森林計画書

(佐賀東部森林計画区)

自 令和8年4月1日 至 令和18年3月31日

計画期間

九州森林管理局

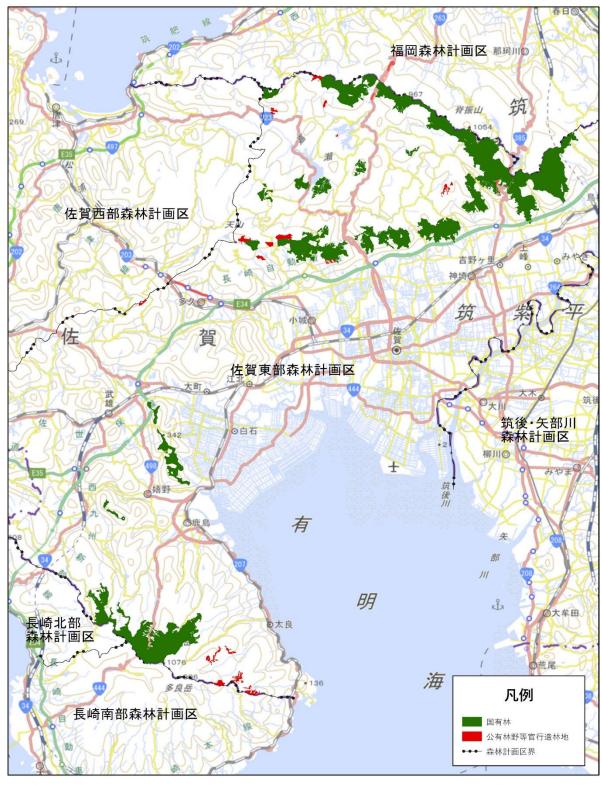
I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	3
	(1) 自然的背景	3
	(2) 社会経済的背景	4
	(3) 森林・林業の動向	4
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
Π -	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
(]	1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	1 0
(2	2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1 4
2	その他必要な事項	1 4
第3	森林の整備に関する事項	1 5
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	1 5
()	1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	1 5
(2	2) 立木の標準伐期齢	1 7
(;	3) その他必要な事項	1 7
2	造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
()	1) 人工造林に関する事項	1 7
(2	2) 天然更新に関する事項	18
(:	3) その他必要な事項	18
3	間伐及び保育に関する事項	1 9
()	1) 間伐の標準的な方法	1 9
(2	2) 保育の標準的な方法	1 9
(;	3) その他必要な事項	2 2
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 3
(]	l) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法	2 3
(2	2) その他必要な事項	2 3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 4
()	l) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 4
(2		
	基本的な考え方	2 4
(5		2 4
(4	4) その他必要な事項	2 5
6	森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5

(1)) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 5
(2)) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 5
(3)) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 5
(4)) その他必要な事項	2 5
第4	森林の保全に関する事項	2 6
1	森林の土地の保全に関する事項	2 6
(1)) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 6
(2)) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林	
	及びその搬出方法	2 7
(3)) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 7
(4)) その他必要な事項	2 7
2	保安施設に関する事項	2 7
(1)) 保安林の整備に関する方針	2 7
(2)) 保安施設地区の指定に関する方針	2 7
(3)) 治山事業の実施に関する方針	2 7
(4)) その他必要な事項	2 8
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 8
(1)) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 8
(2)) その他必要な事項	2 8
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2 8
(1)) 森林病害虫等の被害対策の方針	2 8
(2)		2 8
(3)) 林野火災の予防の方針	2 8
(4)) その他必要な事項	2 9
第5	計画量等	2 9
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 9
2	間伐面積	2 9
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2 9
4	林道の開設及び拡張に関する計画	3 0
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	3 4
(1)) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 4
(2)		3 4
(3)		3 5
第6	その他必要な事項	3 6
1	保安林その他制限林の施業方法	3 6
2	その他必要な事項	3 7
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	3 8
1	水源の滋養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 8
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能	

又は	は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
1	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための	
才	条林施業を推進すべき森林	3 9
2	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …	3 9
3	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 0
別表 2	鳥獣害防止森林区域	•40
別記1	保安林の森林施業	4 1
別記2	自然公園等の森林施業	4 2

佐賀東部計画区 位置図





出典:国土地理院 地理院タイルに国有林等を追記して作成

I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、佐賀東部森林計画区に係る国有林について、令和8年度から令和17年度までの、10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、佐賀県の南東部に位置し、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡、三養基郡、杵島郡、藤津郡を包括する8市4郡(8町)からなる面積159,606haの地域で、佐賀県総面積244,064haの65%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、8市4郡(6町)に所在し、脊振山団地、金立山団地、天山団地、経ヶ岳団地と、これらの間に介在する小団地で形成されており、その面積は10,406haとなっている。

イ 地勢

本計画区は、東部は筑後川で、北部は九千部山(848m)及び、脊振山(1,055m)、金山(967m)、 雷山(955m)並びに羽金山(900m)等の脊振山地をもって福岡県と境をなし、西部は天山 (1,046m)、八幡岳(764m)等で佐賀西部森林計画区と境をなし、南部は経ヶ岳(1,076m)、多良岳 (996m)を頂点とする多良岳山系をもって長崎県と境をなしている。主な河川としては、東部 に脊振山系を源とする秋光川、安良川、寒水川、城原川及び田手川があり、それぞれ筑後川 に合流している。中央部には、嘉瀬川、西部には牛津川、六角川、南部には塩田川があっ て、それぞれ有明海に注いでいる。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、北部山岳地帯は神埼花崗岩で、北東部から中央部の山麓地帯は、第四紀の旧期沖積層、平坦部は新期沖積層となっている。天山山系は東松浦花崗岩で石英閃緑岩、安山岩、玄武岩及び旧期沖積層からなり、西部は第三紀層の上に玄武岩類(鬼の鼻山、八幡岳等の山系)あるいは、安山岩類(杵島山系、眉山等)が重なり、標高が下がるにつれ第三紀層が露出し、平野部は沖積層になっている。南部はほとんどが安山岩に覆われており、谷筋や山地の一部で讃岐岩、玄武岩が露出している。平野部では沖積層が発達した地域も見られる。

土壌は、北部山岳地帯では、ほとんど花崗岩類を母材とするもので適潤性褐色森林土が広く分布し、林地の生産力は中庸以上である。中部及び西部の丘陵地域は、乾性の褐色森林土がやや広く分布しており、生産力はやや劣るが、一般的にヒノキの適地となっている。南部の多良山地では、弱乾性褐色森林土及び適潤性褐色森林土が主に分布し、生産力は中庸である。

工 気候

本計画区は、県中央部に連なる天山山系を境とした内陸型気候であり北部山岳地帯を除いて気候は比較的温暖で降雨量は南部ほど多い。また、梅雨~夏期には集中豪雨もみられる。

令和2年から6年までの平均気温は17.1℃、降水量は2,246mmである。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は65,570ha で計画区総面積159,606haの41%を占めている。 本計画の対象とする国有林面積は10,406haで森林面積の16%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、603 千人で、佐賀県総人口 811 千人の 74%を占めている。また、人口密度は県全体の 323 人/k ㎡に対し、378 人/k ㎡ で、人口の集中度はやや高い地域である。

ウ 交通

本計画区の交通網は、JR長崎本線、佐世保線、唐津線、また、西九州新幹線が武雄から 長崎方面に結ばれ、九州横断自動車道、国道34号、207号等、その他主要地方道等とも よく発達している。

エ その他産業の概要

本計画区における令和4年度の総生産額は、23,726 億円で佐賀県全体の 76%を占めており、そのうち第1次産業の総生産額は557億円(2%)で、第2次、第3次産業に比べて著しく低い。また、林業は第1次産業の12億円(2%)を占めるにとどまっている。西部地域と南部地域では、比較的第一次産業の生産額比率が高く、佐賀県平均を上回っている。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、佐賀森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、10,406ha で九州森林管理局国有林面積の2%を占めている。

蓄積は、3.141 千m³ で九州森林管理局総蓄積の2%を占めている。

人工林面積は、7,211haで人工林率は72%となっている。

森林の種類は、普通林が 1,418ha で 14%、制限林が 8,988ha で 86%を占めている。制限林のほとんどが保安林であり、その内水源かん養保安林が 98%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年(令和3年度~令和7年度)の実行結果の概要については、次のとおりである。(令和7年度は実行予定を計上している。)

伐採立木材積については、分収林の入札不調や契約延長、さらに自然災害の影響等によりアクセスが困難となった伐採計画箇所の実行ができなかったことから計画を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所について着実に実行しているものの、主伐実行量の減少に伴い計画を下回った。

林道等の開設又は拡張、治山事業については、集中豪雨等の自然災害による被災箇所の復旧 を優先して実行する必要が生じたことから計画を下回った。

	項	目		計	画			実	行		
伐	采立木材積				34	47, 000 m ³			222,	798 m³	(64)
	主伐				14	45, 000 m ³			93,	416 m³	(64)
	間伐(材積)				20	02, 000 m ³			129,	$382\mathrm{m}^3$	(64)
	間伐(面積)					1,677ha			1,	108ha	(66)
造	林面積					543ha				188ha	(35)
	人工造林					527ha				188ha	(36)
	天然更新					16ha				- ha	(0)
林	道等の開設又は	は拡張	開設:	11.6km	拡張:	15箇所	開設:	1km (6)	拡張:	2箇所	(13)
保	安林の指定解	除	指定:	ha	解除:	ha	指定:	ha (-)	解除:	0.04ha	(-)
治	<u>」</u> 事業										
	保安林の整備	Ħ				376ha				- ha	(-)
	保全施設					211箇所				16箇所	(30)

注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に即し、佐賀東部森林計画区における森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積: h a

		区分		面積	備考
		総数		10, 405. 56	
市	佐	賀	市	3, 232. 23	
	鳥	栖	市	900.05	
HT	多	久	市	13. 02	
町	武	雄	市	101.74	
	鹿	島	市	1, 297. 28	
村	小	城	市	531. 77	
	嬉	野	市	762. 20	
	神	埼	市	1, 202. 34	
別	吉	野ヶ里	町	1, 218. 25	
	基	Щ	町	40.78	
内	上	峰	町	100. 28	
k 1	み	やき	町	477. 47	
	白	石	町	175. 87	
訳	太	良	町	352. 28	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

² 森林計画図は、九州森林管理局及び佐賀森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能注を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注 国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地 球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の 供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源
	発達することにより、水を蓄え	地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため
	る隙間に富んだ浸透・保水能力	池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源
	の高い森林土壌を有する森林で	滋養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全
	あって、必要に応じて浸透を促	を推進する。
	進する施設等が整備されている	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点
	森林	から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や
		樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、
		伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分
		散を図ることとする。また、自然条件や国民のニー
		ズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混
		交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進
		する。
		ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の
		機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその
		適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能	下層植生が生育するための空	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼ
/土壌保全機能	間が確保され、適度な光が射し	すおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊
	込み、下層植生とともに樹木の	の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
	根が深く広く発達し土壌を保持	は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を
	する能力に優れた森林であっ	図る森林として整備及び保全を推進する。
	て、必要に応じて山地災害を防	具体的には、災害に強い国土を形成する観点か
	ぐ施設が整備されている森林	ら、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸
		 地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、
		 自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用し
		 た施業を推進する。
		 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い
		 地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に
		 発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を
		推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等
		を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の
		設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂って	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林
	いるなど遮蔽能力や汚染物質の	等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森
	吸着能力が高く、諸被害に対す	林及び森林の所在する位置、気象条件等からみ
	る抵抗性が高い森林	て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高
		い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る
		森林として整備及び保全を推進する。
		具体的には、地域の快適な生活環境を保全す
		る観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化の
		ために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹
		種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐
		等を推進する。
		快適な環境の保全のための保安林の指定やそ
		の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果
		たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーシ	身近な自然や自然とのふれあ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や
ョン機能	いの場として適切に管理され、	植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園
	多様な樹種等からなり、住民等	等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的
	に憩いと学びの場を提供してい	利用等に適した森林は、保健・レクリエーショ
	る森林であって、必要に応じて	ン機能の維持増進を図る森林として整備及び保
	保健・教育活動に適した施設が	全を推進する。
	整備されている森林	具体的には、国民に憩いと学びの場を提供す
		る観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ
		広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推
		進する。
		また、保健等のための保安林の指定やその適
		切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一
	潤いのある自然景観や歴史的風	体となり優れた自然景観等を形成する森林は、
	致を構成している森林であっ	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点
	て、必要に応じて文化活動に適	から、文化機能の維持増進を図る森林として整
	した施設が整備されている森林	備及び保全を推進する。
		具体的には、美的景観の維持・形成に配慮し
		た森林整備を推進する。
		また、風致の保存のための保安林の指定やそ
		の適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場と
	生物が生育・生息する森林、陸	して生物多様性の保全に寄与している。このこ
	域・水域にまたがり特有の生物	とを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた
	が生育・生息する渓畔林	順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して
		適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の
		広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適
		した様々な生育段階や樹種から構成される森林
		がバランス良く配置されていることを目指す。
		とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物
		が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり
		特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地
		的に機能の発揮が求められる森林については、
		生物多様性保全機能の維持増進を図る森林とし
		て保全することとする。また、野生生物のため
		の回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進す
		る。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施
	し、木材として利用する上で良	業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進
	好な樹木により構成され成長量	を図る森林として整備を推進する。
	が高い森林であって、林道等の	具体的には、木材等の林産物を持続的、安定
	基盤施設が適切に整備されてい	的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全
	る森林	性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林
		木を生育させるための適切な造林、保育及び間
		伐等を推進することを基本として、将来にわた
		り育成単層林として維持する森林では、主伐後
		の植栽による確実な更新を行う。この場合、施
		業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推
		進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水 や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと に留意する必要がある。
 - 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発 散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積:ha

			一年 面頂:11位			
	区分	現況	計画期末			
	△ 刀	(令和7年3月31日)	(令和18年3月31日)			
	育成単層林 育成単層林とは、森林を構成 する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林と して人為により成立させ維持さ れる森林。例えば、植栽による	7, 097	7,002			
	スギ・ヒノキ等からなる森林。					
面積	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成 する林木を択伐等により伐採 し、複数の樹冠層を構成する森 林として人為により成立させ維 持される森林。例えば、針葉樹 を上木とし、広葉樹を下木とす る森林。	664	739			
	天然生林	2, 645	2, 665			
	森林蓄積(m³/ha)	315	316			

- 注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
 - 2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
 - 3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
 - 4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。
 - 5 四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。
 - 2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

- ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により 林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植 栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、自然条件等森林の有する公益的機能の確保についての必要性を 踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の間隔の拡大に配慮 する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

- (4) 主伐の時期については、上記ア(ア)のほか、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ(標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢又は標準伐期齢のおおむね2倍)を目安として多様化、長期化を図る。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母 樹の保存等に配慮する。
- イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、主伐の時期は標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。
 - (4) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。
 - (ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ) による。

- ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件 等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森 林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
- (ア) 主伐については、上記ア(ア) による。
- (4) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。
- エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
スギ	18~20cm	中仕立	50年
	36cm∼	中仕立	70年
ヒノキ	18~20cm	中仕立	55年
	26cm~	中仕立	80年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね 5 ha 以下(法令等による伐採面積の上限が 5 ha 未満の場合にあっては、当該制限の範囲内)とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ブナ等の有用天然木を主とする森林であって、 天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ等の森林であって、ぼ う芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長

が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な 時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、 保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防 風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択 伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害 の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、森林の有する公益的機能 の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森 林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおりとする。

地区	樹種										
ле <u>Г</u>	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹						
佐賀東部	40年	45 年	35 年	40 年	35 年						

(3) その他必要な事項 該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握 した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も 適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

なお、苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の導入に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト

化に向けた低密度植栽やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入等に 努める。

単位:本/ha

樹種区分	スギ	ヒノキ
育成単層林	1,500~2,000	1,500~2,000
育成複層林	1,000~2,000	1,000~2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主 として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立 地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。 また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、 最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ
ールが	類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を
マツ類	選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を
	行う。
	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表
ケヤキ等	かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更
	新を図る。
	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の
その他広葉樹	適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更
	新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、照度不足による下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生ずることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採し、不適木の除去・林木の配置の調整を行い、適度な下層植生を有する適正な林分構造の維持と根の発達を促す。森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

掛 衽	主伐時の	間	伐時期(年)	間伐の方法				
樹種	期待径級	初回	2回目	3回目	同収の方伝				
- 14	18~20cm	20~25	30~35		間伐木の選定は、林分構成の適正化				
スギ	36cm~	20~25 30~35		40~45	を図るため、残存林分の樹冠疎密度、 樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。				
ヒノキ	18~20cm	22~27	32~37		また、施業の省力化・効率化の観点				
	26cm~	22~27	32~37	42~47	から、列状間伐を推進する。				

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保 を考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、下刈回数の削減や筋刈りの普及・定着、特定母樹等初期生長の良い優良苗、中苗(70~100 cm)の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林
下	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され
XI]	全な生育を図るため目的樹木の生育状況、	又は、照度不足により生育に支障がある場
	植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘	合に行う。
	案して適切な方法を選択する。	
2	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目	的樹木の生育に支障とならないよう適切に行
る切	う。	
	実施に当たっては、造林木の生育に最も影	響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の
	環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用	を図るとともに、その生態的特性を考慮して
	個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下	刈期にかけて重点的に行う。

	育成単層林	育成複層林
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木 及び目的樹木のうち被害木等生育の見込み のない不良木を伐除して確実な成林を図る ため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況 を十分見極めるとともに、有用天然木の活 用を図るなど現地の実態に応じて適切に行 う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場 合には、実施時期や実施方法等を検討して	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除伐2類	適切に実施する。 スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。	

保育標準表(スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈					\rightarrow										
ス ギ	つる切						<								>	
	除伐									<						
広葉樹	下 刈	<				>										
	つる切									\rightarrow						
	除伐												<			>
	台 切		<				\longrightarrow									

- 注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。
 - 2 広葉樹の台切は、イチイガシ(3~4年)、クヌギ(3~6年)等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種 については必要に応じて実施する。

保育標準表(スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群)

樹種	保育の							実 施 林 齢								
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	~				\rightarrow										
ヒノキ	つる切						<								->	
	除伐									<						

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表 (しいたけ原木施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
クヌギ等	下 刈	<				<u></u>										
	つる切			~						\rightarrow						
	除伐								<		\rightarrow					
	台 切		<			\rightarrow										

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表(スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群)

樹種	保育の						5	匡 ;	施	林	齢					
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	\leftarrow				\uparrow										
ス ギ ヒノキ	つる切						\downarrow								\rightarrow	
	除伐									\leftarrow						\longrightarrow
広葉樹	下 刈	—			\rightarrow											
	つる切									\rightarrow						
	除 伐								←							>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の 状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林/育成複層林										
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧 され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施す る。										
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。										
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で 30%以上を占め、かつ、3mの通直木が ha 当たり 4,000 本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け 光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。										

更新・保育標準表(育成単層林(天然林型)へ導くための施業)

作業種	林齢	伐採前2年	1 年	伐 採	伐採後1年	2 年	更新完了1	2	3	4	5	6	7			15 ~ 20
更新	ササ処理	\longleftrightarrow													<u> </u>	
補助	地かき		\longleftrightarrow												<u>_</u>	
作業	刈出し					\longleftrightarrow								{	<u> </u>	
	植込み						\longleftrightarrow								<u> </u>	
下	ĮΙ <u>χ</u>							<					\longrightarrow		<u> </u>	
つ	る切								<				\rightarrow		<u> </u>	
除	伐														<u> </u>	<>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。 なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表 (育成複層林 (天然林型) へ導くための施業)

		林種	(伐)	(伐)	更新	2	3	4	5	6	}	3	10	3	> > >	15
作業	種		1年	2年	完了						3	}			> > >	
地质	末 処	1 理	\longleftrightarrow									3		3) >	
川	出	し		\longleftrightarrow							<u> </u>	\{\bar{\}}			>	
植	込	み			\longleftrightarrow							<u> </u>			>	
下		ĮΙχ				<u> </u>				>		3_		{}} :	>	
除		伐									3	\{\bar{\}}			>	<>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。 なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項 該当なし

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとお り定める。 また 公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする

また、公益的	方法の考え方は以下のとおりとする。	
区域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能	水源涵養の高度発揮が求められて	伐期の間隔の拡大及び伐採面積の
の維持増進を図るた	いる森林について、森林の位置及び	縮小・分散を図ることを基本とし、
めの森林施業を推進	構成、当該区域に係る地域の要請等	下層植生の維持(育成複層林にあっ
すべき森林の区域	を勘案しつつ、管理経営の一体性の	ては、下層木の適確な生育)を図り
	確保の観点から、その配置について	つつ、根系の発達を確保するととも
	できるだけまとまりをもたせて定め	に、自然条件に応じて長伐期施業、
	る。ただし、狭小な区域を定めるこ	択伐による複層林施業、択伐以外の
	とに特別な意義を有する治山事業施	方法による複層林施業を推進する。
	行地等についてはこの限りではな	
	V _o	
土地に関する災害		それぞれの区域の機能に応じ、森
の防止及び土壌の保		林の構成を維持し、樹種の多様性を
全の機能、快適な環		増進することを基本として、長伐期
境の形成の機能又は		施業、択伐による複層林施業、択伐
保健文化機能の維持		以外の方法による複層林施業など、
増進を図るための森		良好な自然環境の保全や快適な利用
林施業を推進すべき 森林の区域		のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。
土地に関する災	山地災害防止機能・土壌保全機能	した旭来の方伝を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を
害の防止及び土壌	の高度発揮が求められている森林に	図るための森林施業を推進すべき森
の保全の機能の維	ついて、森林の位置及び構成、当該	林のうち、特に地域独自の景観等が
持増進を図るため	区域に係る地域の要請等を勘案しつ	求められる森林において、風致の優
の森林施業を推進	つ、管理経営の一体性の確保の観点	れた森林の維持又は造成のために特
すべき森林の区域	から、その配置についてできるだけ	定の樹種の広葉樹を育成する森林施
	まとまりを持たせて定める。ただ	業を行うことが必要な場合は、これ
	し、狭小な区域を定めることに特別	を推進する。
	な意義を有する治山事業施行地につ いてはこの限りではない。	
快適な環境の形	快適環境形成機能の高度発揮が求	
成の機能の維持増	められている森林について、森林の	
進を図るための森	位置及び構成、地域住民の意向等を	
林施業を推進すべ	勘案しつつ、管理経営の一体性の確	
き森林の区域	保の観点から、その配置についてで	
	きるだけまとまりをもたせて定め	
	3.	
保健文化機能の	保健・レクレーション機能、文化機能、大化機能、大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・大機能・	
維持増進を図るた めの森林施業を推	機能、生物多様性保全機能の高度発揮が定められている森林について、	
進すべき森林の区	森林の位置及び構成、地域住民の意	
域	向等を勘案しつつ、管理経営の一体	
	性の確保の観点から、その配置につ	
	いてできるだけまとまりをもたせて	
	定める。ただし、狭小な区域を単位	
	として定めることに特別な意義を有	
	する保護林、レクリエーションの森	
	等についてはこの限りではない。	

- (2) その他必要な事項 該当なし
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長:km

区 分	路線数	延長
基幹路網	13	57
うち林業専用道	1	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え 方は以下のとおり。

	16-16-2	마스스의 수 수			
区分	作業システム	路網密度	基幹路網		
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha 以上		
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	- 25m/ha 以上		
中傾斜地(15 ~ 50)	架線系作業システム	23111/11a 以上.			
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 〈50〉 m/ha 以上	15m /ho P/ b		
	架線系作業システム	20 〈15〉 m/ha 以上	15m/ha 以上		
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上		

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材 を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する
 - 3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。
 - (3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3 年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし
- (4) その他必要な事項 該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。

このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体の雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の導入と稼働率の向上を図ることが重要となっている。

このため、素材生産の請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積:ha

	森林の所在	→ 1±	四本上 ッと 本西	中区 四個,III
市町村	地区(林班)	面積	留意すべき事項	備 考
佐 賀 市	22~34、56~61、63、64、 67、69、72、83~87、 (富士1)、(北山2、4、 5)、(南山3、7)	2, 470. 38	林地の適切な管理並び に適切な施業の実施によ り林地の保全を図るほ か、土石・樹根の採掘、	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
鳥 栖 市	2~7	895. 30	開墾、その他土地の形質	水源かん養保安林
多久市	(西多久 6)	13. 02	の変更に当たっては、十 分留意する。	水源かん養保安林
武 雄 市	1046~1048	101.74	なお、保安林について	水源かん養保安林
鹿島市	1055~1075	1, 296. 95	は上記に留意するほか、 各保安林の指定施業要件 に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林
小 城 市	73~78、(小城 3、4)	522. 46		水源かん養保安林
嬉 野 市	1043~1045, 1076~1079, 1082, 1087, 1088	499.80		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林
神埼市	11、17~21、40、41、43、 44、52、53、59、(脊振 19)	921. 56		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
吉野ヶ里町	10~16、38~43	1, 213. 65		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
基山町	1	40. 72		水源かん養保安林
上峰町	37、38	99. 39		水源かん養保安林
みやき町	8, 9, 35, 36	477. 47		水源かん養保安林
白 石 町	1039~1043	175. 87		水源かん養保安林
太良町	1051、1052、1055、(多良 2~4、7~9、12)(大浦 2、4)	345. 80		水源かん養保安林
	総数	9, 074. 11		

注 ()書は、公有林野等官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。

また、土石の切取り、・盛土その他の等土地の形質の変更を行う場合に当たっては、気象・地形・地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等を防止するため、その態様に応じて、法勾配の安定、 法面の緑化、土留工等の防災施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設の設置等の等 適切な保全措置を講ずる。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛 土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づいて県知事等が指定する規制区域の森林の土地 においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工 事を行う際の技術的基準を遵守するなど、厳正に対応する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の滋養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策

を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項 該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、被害が軽微のため定めない。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

該当なし

- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における 対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に 応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、地域と連携した林野火災注意報・警報の 仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、請負事業体への指導の徹底、森林巡 視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項 該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区分	総数			主伐			間伐		
四月	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	763	635	128	360	304	56	403	331	72
うち前半5年分	374	311	64	174	147	28	200	164	36

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	3, 350
うち前半5年分	1,663

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区分	人工造林	天然更新
総数	960	48
うち前半5年分	470	23

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設/	種類	区八	位置	路線名	延長及び	利用区	うち前半	図面	備
拡張	生织	区分	(市町村)	始脉 石	箇所数	域面積	5年分	番号	考
開設	自動車道	林業専用道	佐賀市	上合瀬布巻林道	1. 2	105		1	
				3 1 林道	1			T)	
				春日金立山	1. 2	106		3	
				5 8 林道	1				
				天水64林道	1.0	71	0	10	
				柳谷45林道	0. 5	33		(1)	
				詰谷66林道	1.5	171		6	
				羽金山林道	1.6	82		17)	
			小	<u></u> 、 計	7. 0	568			
			,,	н	6	000			
			 鳥栖市	九千部5林道	1.6	192			
				5 支線	1		0	7	
			小	計	1. 6	192			
					1				
			鹿島市	本城1065林道	1.4	125		5	
				本城片木山	1. 0	178			
				1073林道	1			15)	
			小		2. 4	303			
					2				
			小城市	岩蔵清水山 77林道	2. 1	262	0	4	
				彦岳76林道	0.9	65	0	12	
			/J·	<u> </u> 	3. 0	327			
			嬉野市	春日1076林道	1.0	123	0	16	
			<i>/</i>]·	計	1.0	123			
					1				

	1	1	1	1	1	早 11	L 是天·KIII	川傾	
開設/	4年来石	マハ マハ	位置	四夕 《白 夕	延長及び	利用区	うち前半	図面	備
拡張	種類	区分	(市町村)	路線名	箇所数	域面積	5年分	番号	考
開設	自動車道	林業専用道	吉野ヶ里町	松隈九瀬谷	2. 1	305			
				10林道	2		0	2	
				永山14林道	1. 5	146			
					1			8	
				竹屋敷12林道	0.5	38			
					1			9	
			小	· 計	4. 1	489			
					4				
			白石町	深浦横山	1. 5	41		_	
				1039林道	1		0	13	
			小		1. 5	41			
					1				
			太良町	大平黒池	0.8	162			
			7.4.2.4	1052林道	1		0	14)	
			小		0.8	162			
			,,	н	1	102			
		l 開 i	<u> </u>		21. 4	2. 205			
		1213	-X 11		18	2. 200			
拡張	舗装	林道	佐賀市	合瀬林道	0. 5				
1/2/12	HIUZZ	117.2			1			3	
	舗装	-		三瀬林道	0. 4				
	HIII 22				1			4	
	舗装			高取林道	1. 0				
	ппах				1. 0		\circ	8	
	 舗装			上 宇土山林道	0. 2				
	HIII 2X			1 THAINE	1			14)	
	 舗装			布巻林道	1. 0				
	HINAX			HA CONTINUE	1.0		\circ	16	
	 舗装			<u></u> 桟敷林道	0. 5				
	HINAX			I ABATTAL	1		\circ	19	
			小	L 、 計	3. 6				
			1	. пІ	5. 6				
	 改良		 鳥栖市	大河内林道	0. 2				
	以 以		\w2\L1\1		1			1	
	舗装			九千部林道	1. 0				
				/ ロ 日 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1			\circ	2	
					1				

	1	1			<u> </u>	事们 (1)		田作.	1
開設/	種類	区分	位置	路線名	延長及び	利用区	うち前半	図面	備
拡張	1年大只	色刀	(市町村)	14日/1/15/1日	箇所数	域面積	5年分	番号	考
拡張	舗装	林道	鳥栖市	九千部林道	0. 5		0	9	
]		5 支線	1			<i>3</i>	
	舗装			九千部林道	0. 7			<u>(17)</u>	
				6 支線	1			(II)	
			小	計	2. 4				
					4				
	舗装		鹿島市	片木山林道	0.4			21)	
					1			(21)	
	舗装			本城片木山林道	1. 0		0	22	
					1				
	舗装			本城片木山林道	0. 4			23	
				58支道	1			(ک	
	舗装			片木山林道	1.0			25	
				片木山支線	1			43)	
			小	計	2.8				
]			4				
	改良		小城市	彦岳林道	0. 2			<u>(11)</u>	
					2		0	11)	
			小	計	0. 2				
					2				
	舗装]	嬉野市	春日林道	0.3			6	
					1		0	24)	
	改良	林業専用道		久間横山	0. 2				
				1044林道	1		0	26	
			小	<u> </u> 計	0. 5				
					2				
	舗装	林道	神埼市	吉野山林道	1. 0				
					1		0	15	
	舗装	-		永山林道17支線	0. 4				
					1			18	
	舗装	-		第一城原林道	0. 4				
	HINAX			NA NAME OF THE PARTY OF THE PAR	1			20	
		-	小	L 、 計	1.8				
			/1	μι	3				
	<u> </u>				J 3				

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	図面番号	備考
	舗装	林道	吉野ヶ里町	永山林道	2. 0	3,1,1,1	0	5	
					1				
	改良			永山林道第一支線	0. 1			(6)	
					1			•	
	舗装			竹屋敷林道	0.3		0	10	
					1			10	
	舗装			山田林道	2. 0		0	12	
					2			12)	
	舗装			石動林道	1. 0			(13)	
					1			10	
		l	小	計	5. 4				
					6				
	改良		みやき町	丸山林道	0. 1			7	
					1				
			小	計	0. 1				
				1					
		拡	脹 計		16.8				
					28				

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

伊力社の種類	面	積	/些	考
保安林の種類		うち前半5年分	備	与
総数(実面積)	9, 196	9, 191		
水源涵養のための保安林	8, 958	8, 957		
災害防備のための保安林	1,076	1,077		
保健、風致の保存等のための保安林	416	415		

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源滋養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定		森林の所在		Ī	面積	指定又は解除を	備
/ 解除	種類	市町村	区域(林班)		うち前半5年分	相足又は解除を 必要とする理由	考
	該当なし						

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

	指定施業要件の整備区分							
種 類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の			
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積			
該当なし								

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林の所在		面積	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)	うち前半5カ年分	相定を必安とする理由	7/11/5
該当なし				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

			森林の所在		事業	主な工種	備考
Ī	市町村		区域(林班)		うち前半 5年分	工	ons 3
佐	賀	市	22, 25, 27~31, 33, 34,	24	24	渓間工、山腹工、	
			56~65, 67, 69, 71, 72, 87			本数調整伐	
鳥	栖	市	2~7	6	5	渓間工、山腹工、	
						本数調整伐	
武	雄	市	1046, 1048	2	2	山腹工、本数調整伐	
鹿	島	市	1055~1062, 1064~1068,	17	17	渓間工、山腹工、	
			1070~1073			本数調整伐	
小	城	市	73, 75, 77, 78	4	4	渓間工、山腹工、	
						本数調整伐	
嬉	野	市	1043, 1045, 1076~1078,	7	6	渓間工、山腹工、	
			1082, 1088			本数調整伐	
神	埼	市	11, 17~21, 41, 43, 44, 50,	12	11	渓間工、山腹工、	
			52, 53			本数調整伐	
吉里	野ヶ里	!町	10~16, 39~43	12	12	渓間工、山腹工、	
						本数調整伐	
基	Щ	町	1	1	1	渓間工、山腹工、	
						本数調整伐	
み	やき	町	8, 9, 35, 36	4	4	渓間工、山腹工、	
						本数調整伐	
白	石	町	1042	1	1	渓間工	
太	良	町	1051	1	1	渓間工、本数調整伐	
			総数	91	88		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

1千火工		森林の所在		施業力		備
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法	その他	考
水源かん養 保安林		総数	8, 761. 05	別記1	参照	
	佐賀市	22~34, 56~61, 63, 64, 67, 69, 83~87, (南山 3, 7) (北山 2, 4, 5)	2, 274. 33			
	鳥栖市	2~7	882.72			
	多久市	(西多久 6)	13. 02			
	武雄市	1046~1048	100.02			
	鹿島市	1055~1075	1, 280. 79			
	小城市	73~78, (小城 3, 4)	518.69			
	嬉野市	1043~1045, 1076~1079, 1082	452. 64			
	神埼市	11, 17~21, 40, 41, 43, 44, 52, 53, 59, (脊振 19)	915. 73			
	吉野ヶ里町	10~16, 38~43	1, 197. 57			
	基山町	1	40. 59			
	上峰町	37, 38	99. 61			
	みやき町	8, 9, 35, 36	466. 29			
	白石町	1039~1043	174. 03			
	太良町	1051, 1052, 1055, (多良 2~4, 7~9, 12) (大浦 2, 4)	345. 02			
土砂流出防備保 安林		総数	428. 15			
	佐賀市	56, 61, 72, 84~86, (南山 7) (富士 1)	377. 53			
	嬉野市	1087	9.82			
	神埼市	43, 44	39. 91			
	吉野ヶ里町	42	0.89			
土砂崩壊防備保 安林		総数	22. 39			
	佐賀市	67	6. 37			
	鹿島市	1060	16. 02			

単位 面積:ha

7千4左		森林の所在		施業プ	方法	備
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法	その他	考
干害防備保安林		総数	596.04	別記1	参照	
	鹿島市	1057~1062, 1068~1071	556. 20			
	嬉野市	1082, 1088	39. 84			
保健保安林		総数	206. 91			
	鳥栖市	3, 4	56. 89			
	鹿島市	1067~1072	91. 10			
	嬉野市	1087	9.82			
	神埼市	18~20	49. 10			
砂防指定地		総数	3. 78	別記2	参照	
	鳥栖市	6, 7	2.90			
	鹿島市	1068, 1073	0.88			
県立公園 第1種特別地域		総数	114. 83			
	鳥栖市	3, 4	57.42			
	神埼市	18~20	57. 41			
県立公園 第2種特別地域		総数	150. 63			
	佐賀市	22~31, 33, 34	86. 32			
	鳥栖市	4~6	29. 59			
	神埼市	21	31. 57			
	みやき町	8	3. 15			
県立公園 第3種特別地域		総数	472. 41			
	佐賀市	27, 28, 56, 57, 61, 83	178. 24			
	鳥栖市	3, 4, 6	102. 37			
	小城市	77, 78	49. 65			
	神埼市	18~20	142. 15			
史跡名勝 天然記念物		総数	2. 88			
	吉野ヶ里町	16	2. 88			

2 その他必要な事項 該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の滋養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			9, 961. 32	
	佐	賀	市	22~34, 45~47, 56~67, 69~72, 83~87	3, 056. 32	伐期の延長、複層林 施業(択伐以外)、複
	鳥	栖	市	2~7	900.05	層林施業(択伐)のい
	武	雄	市	1046~1048	101.74	ずれかにより、水源の 滋養機能の維持増進を
市	鹿	島	市	1055~1075	1, 297. 28	
町	小	城	市	73~78	491. 08	
村	嬉	野	市	1043~1045, 1076~1084, 1087, 1088	762. 20	
	神	埼	市	11, 17~21, 40, 41, 43, 44, 50~55, 59	1, 169. 84	
別	吉興	野ケリ	門	10~16, 38~43	1, 218. 25	
内	基	Щ	町	1	40.72	
訳	上	峰	町	37, 38	100. 28	
	み、	やき	町	8, 9, 35, 36	477. 47	
	白	石	町	1039~1043	175. 87	
	太	良	町	1051, 1052, 1055	170. 22	

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の 維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			4, 308. 17	
	佐	賀	市	22~34, 56~65, 69, 71, 72, 83~86	990.00	長伐期施業、複層林 施業(択伐以外)、複
	鳥	栖	市	2~7	526. 76	層林施業(択伐)のい
	武	雄	市	1048	21.77	ずれかにより、森林の 有する土地に関する災
	鹿	島	市	1057~1075	966. 69	
市	小	城	市	73~78	214. 63	保全機能の維持増進を 図る。
町	嬉	野	市	1043, 1077~1080, 1082~1084, 1087	114. 67	
村別	神	埼	市	17~21, 40, 41, 43, 44, 50~55, 59	619. 48	
内	吉里	予ケリ	町	10~16, 38~43	457. 66	
訳	基	Щ	町	1	20. 83	
	上	峰	町	37, 38	68. 14	
	み・	やき	町	8, 9, 35, 36	262. 56	
	白	石	町	1040, 1042, 1043	15. 73	
	太	良	町	1051, 1055	29. 25	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
総数			
市町村別内 該当なし			

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			413. 29	
	佐	賀	市	22~31, 33, 34	159. 16	複層林施業 (択伐)、により、保健文
	鳥	栖	市	2~5	94. 21	
市	鹿	島	市	1067	8. 31	る。
町	小	城	市	78	23. 28	
村別	嬉	野	市	1080, 1087	11.61	
内	神	埼	市	18~21	88. 98	
訳	吉!	野ヶ里	!町	16	2.88	
	基	Щ	町	1	6. 00	
	み	やき	町	8, 9	18. 86	

別表 2 鳥獣害防止森林区域

区	分	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面	積
総	数				
市町村別内訳	当なし				

別記1 保安林の森林施業

	区 分	森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの間伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。 1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による
伐採の限度	主伐に係るもの	2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。 1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	要件による。
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10 分の3.5以下とする。	
	植栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定 める。	
	方法に係るもの	おおむね、1 ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
	期間に係るもの	伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
	樹種に係るもの	指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2

	区分	施業方法の基準
	第 1 種	・原則禁伐
自	特別地域	・風致維持に支障のない場合単木択伐
然		・択伐率は現在蓄積の 10%以内
		・伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えたもの以上とする。
公	第 2 種	・原則択伐
園	特別地域	・伐期齢は、標準伐期齢以上とする。
		・風致の維持に支障のない場合皆伐
		一伐区面積は2ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大する
		ことができる。
		伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定で
		きない。
		・車道、歩道等の周辺は、単木択伐
		・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内
		薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
	特別地域	
砂	防指定地	佐賀県砂防指定地管理規則による。
史	跡 名 勝	禁伐
天	然記念物	詳細は、文化財保護法等による。